



自転車の一定の交通違反に

いわゆる「**青切符**」が導入

自転車を利用する皆さん

令和 8 年 4 月 1 日から

対象年齢 16 歳 以上

自転車の交通事故を防ぐため、交通事故につながる危険な運転行為などの悪質・危険な交通違反に**交通反則通告制度（青切符）**が導入され、検挙後の手続が変わります。

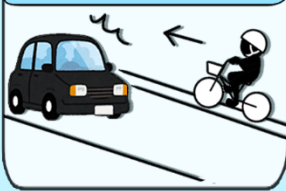
なお、**酒気帯び運転等**の重大な違反については、従来どおり、刑事処分の対象となります。

対象
車両

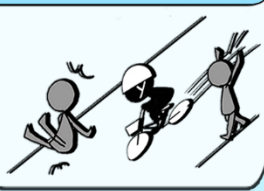
自転車

対象となる行為 **113 種類**

通行区分違反
（右側通行）



通行区分違反
（歩道通行）



遮断踏切立入り



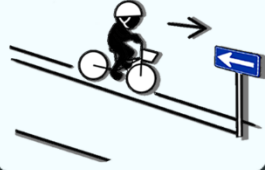
並進



通行禁止違反
（進入禁止）



通行禁止違反
（一方通行）



信号無視



携帯電話使用等
（保持）



指定場所一時不停止



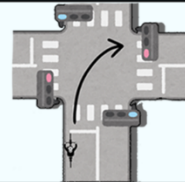
公安委員会遵守事項違反
（傘さし運転）



公安委員会遵守事項違反
（周りの音が聞こえない）



交差点右左折方法違反



反則金額は原付バイクと同等
（最高額 12,000 円）

▶▶ 詳しくは、福岡県警察のホームページで掲載している「自転車の青切符導入」をご参照ください。
また、自転車の交通ルールが学べる「自転車の学校」も掲載していますのでぜひご確認ください。

青切符導入



自転車の学校



福岡県警察

※「交通反則通告制度」のこと。

自転車は車両の仲間です

交通反則通告制度(青切符)の導入後の流れ

令和8年4月1日から、16歳以上の自転車の運転者による一定の交通違反(反則行為)に対して、交通反則通告制度(いわゆる青切符)による違反処理(反則金が科せられる)が行われます。

交通反則通告制度(青切符)とは…

比較的軽い交通違反(反則行為)について、一定の期間内に反則金を納めれば、刑事手続(裁判など)に移行することなく、事件が終結される(「前科」がつかない)制度です。



自転車による違反行為 ※ 原則は指導警告

- 交通事故につながる危険な運転行為を行った場合
- 警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合

～ 交通違反として検挙された後の流れ

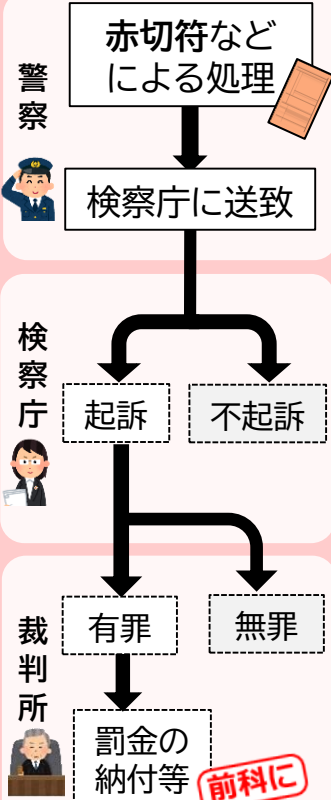
手続が
変更!!



導入前

全ての違反行為

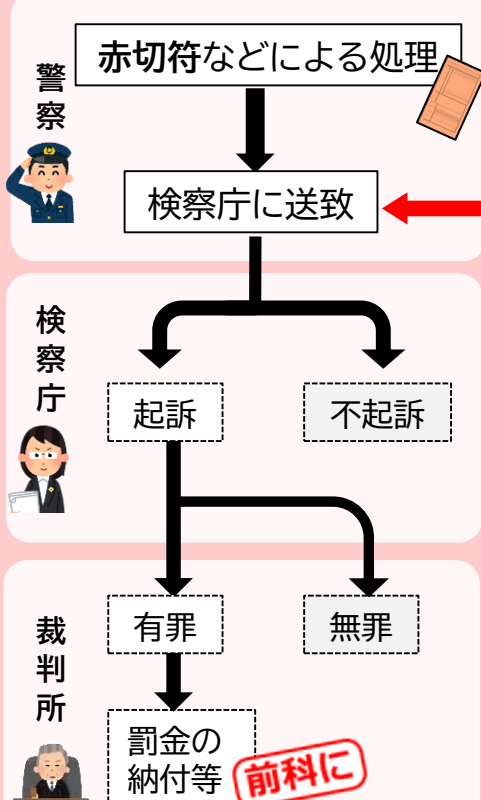
刑事手続



導入後(令和8年4月1日以降)

反則行為とならない違反行為
(酒気帯び運転等)

刑事手続



反則行為となる違反行為
(信号無視、一時不停止等)

交通反則通告制度

